

令和3年度
山県市子ども食堂・子ども宅食
運営支援事業補助金
募集案内

生活に困窮する世帯やひとり親家庭の支援を必要とする子どもが健やかに育成される環境整備を促進するため、

子ども食堂・子ども宅食を実施する団体の開設又は運営に係る経費を補助します。

募集期間

令和3年7月7日（水）～令和4年1月31日（月）

問い合わせ・申し込み先

山県市役所 子育て支援課

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1(ふれあいセンター1階)

TEL 0581-22-6839

FAX 0581-22-2117

1. 補助対象団体

法人、その他団体で次の要件をすべて満たす団体であること。(法人格の有無は問いません。)

☆定款、会則等を備えていること。

☆補助対象事業とその他の事業に係る経費を区別し、収支を明らかにできること。

☆宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。

☆暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

☆法令等に違反をしていないこと。

2. 補助条件

補助対象となるのは、市内で子ども食堂及び子ども宅食の開設して食事の提供等を行い、次の要件を全て満たす事業です。

☆年間を通じて計画的に運営するとともに、子ども食堂及び子ども宅食を開始した月からその年度末までの月数以上の回数を実施すること。ただし、長期休業期間に限定して実施する場合は、年間の長期休業期間中に合計して8回（学習支援事業と連携する場合は4回）以上実施すること。

☆管轄する保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等所要の衛生管理を行うこと。

☆設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入する等安全確保に努めること。

☆利用者から事前に食物アレルギーの有無を確認すること。

☆営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行わないこと。

【子ども食堂】

☆1食当たりの利用料は、無料又は定額（実費相当額程度）とすること。

☆1開催日当たり2時間以上開催し、平均して5人以上の子どもが利用すること。

☆開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。

【子ども宅食】

☆事業者は、利用者の支援の必要性を確認した上で登録制とし、原則として週に1回以上実施すること。

☆弁当又は食料品等は、主食と副食を組み合わせ、4品以上の栄養に配慮したものであること。

☆配達物の料金は、無料又は低額（実費相当額程度）とすること。

☆事業実施日においては、常に対応可能な責任者が待機すること。

3. 補助対象経費

補助対象となる経費は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施する事業に要するもので、以下の表に掲げる経費です。

補助金の交付決定日より前に実施した事業も上記の期間内に実施した事業であれば、本補助金の対象となります。

補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、食材費、 役員費、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費
--------	---

※ 次に掲げる経費は対象外となります。

- ・ 事業者の構成員の賃金及び役員報酬、事務所の維持管理並びに借上費等団体運営に係る経費
- ・ 事業者の構成員の親睦等のための会合及び会議開催に係る経費並びに飲食に係る経費
- ・ カメラ、ビデオ、パソコンその他子ども食堂以外での利用が認められる備品の購入に係る経費

4. 補助金額

補助金の額は、補助対象経費を合算した額（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、以下の表の左欄に掲げる1開設日当たりの提供食事数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とします。

【限度額①】

1 開設日あたりの提供食事数	補助限度額
5 食以上 10 食未満	1 開設日あたり 3,000 円
11 食以上 20 食未満	1 開設日あたり 6,000 円
20 食以上	1 開設日あたり 10,000 円

【限度額②】

開催回数（配達回数）／実施月数が5以上の場合	50,000円×実施月数
開催回数（配達回数）／実施月数が5以下の場合	25,000円×実施月数

【初年度加算額】

子ども食堂又は子ども宅食を新設又は事業内容を拡充した年度（1回のみ）	200,000円
------------------------------------	----------

《補助金の考え方》

【補助対象・対象外】

例1 食数にかかわらず、7月1日～12月31日の間に5日開設の場合
補助対象外（最低日数である月数6日開設していないため）

【補助額、限度額】

※ 補助対象経費又は限度額①と限度額②の中で、最も少ない方の額が限度額となります。

例2 5食以上10食未満で、毎月1回程度開設（9月開始の場合は7回以上開設）の場合

◎限度額① $3,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 回} = 21,000$

◎限度額② $25,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} = 175,000$

(1) 補助対象経費合算額が30,000円の場合、補助金額は21,000円

(2) 補助対象経費合算額が20,000円の場合、補助金額は20,000円

例3 11食以上20食未満で、週1回程度開設（9月開始の場合は30回開設）の場合

※ 9月開始の場合の年度内週数 $52 \text{ 週/年} \div 12 \text{ か月} \times 7 \text{ か月} \approx 30.3$

◎限度額① $6,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 回} = 180,000 \text{ 円}$

◎限度額② $25,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} = 175,000 \text{ 円}$

(3) 補助対象経費合算額が400,000円の場合、補助金額は175,000円

例4 20食以上で、週2回程度開設（9月開始の場合は61回開設）の場合

※ 9月開始の場合の年度内週数 $52 \text{ 週/年} \times 2 \text{ 回} \div 12 \text{ か月} \times 7 \text{ か月} \approx 60.7$

◎限度額① $10,000 \text{ 円} \times 61 \text{ 回} = 610,000 \text{ 円}$

◎限度額② $50,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} = 350,000 \text{ 円}$

(4) 補助対象経費合算額が700,000円の場合、補助金額は350,000円

例5 20食以上で、週2回程度開設（9月開始の場合は61回開設）の初年度の場合

※ 9月開始の場合の年度内週数 $52 \text{ 週/年} \times 2 \text{ 回} \div 12 \text{ か月} \times 7 \text{ か月} \approx 60.7$

◎初年度加算額 200,000円

◎限度額① $10,000 \text{ 円} \times 61 \text{ 回} + 200,000 \text{ 円} = 810,000 \text{ 円}$

◎限度額② $50,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} + 200,000 \text{ 円} = 550,000 \text{ 円}$

(5) 補助対象経費合算額が700,000円の場合、補助金額は550,000円

※ 多数の申請があった場合、予算の都合上補助金額を調整することがあります。

《区分の方法》

区分は「5食以上10食未満」「11食以上20食未満」「20食以上」となりますが、1回ごとに決定するものではなく、施設の規模や対応可能人数等を踏まえ、補助申請の際に添付していただく「事業計画書」において、あらかじめ体制を選択していただきます。

5. 応募方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、山縣市子育て支援課へ 8 月 10 日（火）までに持参又は郵送（必着）してください。

- ◎補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ◎事業計画書（様式第 2 号又は様式第 3 号）
- ◎収支予算書（様式第 4 号）
- ◎実施団体の定款又は会則及び構成員名簿
- ◎補助事業者誓約書（様式第 5 号）

※ 申請にあたっては、必ず事前相談を山縣市子育て支援課にしてください。

6. 審査・交付決定

提出いただいた資料をもとに審査を行い、補助金額を決定します。審査の結果、減額又は不交付になる場合もあります。

7. 事業の変更・中止

補助金交付決定後の事業変更や中止については、あらかじめ山州市の承認が必要となりますので、事業変更や中止をする前に、山州市子育て支援課へ御相談ください。

8. 報告

補助対象事業を完了した日から 30 日を経過した日又 3 月 31 日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- ◎補助金実績報告書（様式第 10 号）
- ◎事業実施報告書（様式第 12 号又は様式第 13 号）
- ◎収支決算書（様式第 11 号）

※ 補助対象経費に係る領収書等の証拠書類（日付、宛名、領収書、品物名の記載が分かるもの、団体名義によるクレジットカード利用の場合は利用明細書の写しなど）

- ◎加入した傷害保険（ボランティア保険）が確認できる書類
- ◎写真など事業の実施する団体状況が分かる書類
- ◎子ども食堂における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト

9. 支払

補助金の支払は、原則として完了報告を終えた後となりますが、補助金交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内で事前に支払うことができます。

10. 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の取り消しを行う場合があります。なお、既に補助金の交付がされているときは、返還を求めることがあります。

- ◎補助金を他の用途に使用したとき。
- ◎補助金の交付決定の内容または交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- ◎法令、条例、規則等に違反したとき。
- ◎虚偽または不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

11. 情報提供

補助対象事業に関する情報提供のため、資料の提供や会議への出席をお願いすることがありますので、その際は御協力をお願いします。

12. 保健所等への相談

子ども食堂の開設に当たっては、岐阜保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受けるなど、衛生管理を行ってください。

特に、新型コロナウイルス感染・まん延防止のため、徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域の感染状況を踏まえつつ、岐阜保健所や地域の関係者とその実施方法等について検討していただきますようお願いします。

なお、実施に当たっては、岐阜県が作成した「こども食堂における新型コロナウイルス・まん延防止チェックリスト」をご活用ください。